

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第1項による専決処分

番号	担当 局名	専決処分 年月日	相手方	事件の概要
				和解条項要旨
1	教育委員会	28.11.24	横浜市神奈川区在住者	<p>障害を有する相手方が、本市を退職した際に支払われた退職手当の算定に誤りがあったとし、また、在職中に職場で安全配慮義務違反等があったことにより肉体的・精神的な損害を受けたとして、横浜地方裁判所川崎支部に、本市を被告として、2,921,824円の支払を求め、退職手当、損害賠償等の請求に係る訴訟を提起したが、同支部から事件を回付された横浜地方裁判所から強い和解勧告があった。（平成28年（行ウ）第31号退職手当等請求事件）</p> <p>(1) 本市は、相手方に対し、本事件の和解金として、800,000円の支払義務があることを認め、この金員を、平成28年12月28日限り、支払う。</p> <p>(2) 本市は、本件紛争のような紛争を防止するために、傷病による退職の認定基準を明確化することとする。</p> <p>(3) 本市は、本件紛争が生じたこと及び相手方に対する配慮が不足していたことを踏まえ、今後も障害者雇用促進法を含む関連法の制度趣旨を現場に至るまで周知徹底し、障害者の障害の状態を把握し、適切な配慮を行うよう努めることとする。</p>